

# 新型コロナウイルス感染症対策 登記手続案内を利用される皆様へ

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、来庁される皆様への感染防止のため、岡山地方法務局では、当分の間、面談による登記手続案内に代えて、原則として電話による登記手続案内とさせていただきますので御了承願います。

今後、登記手続案内を利用される際には、事前に電話予約をしていただき、予約日時に法務局担当者から電話を差し上げ登記手続案内に対応させていただくこととなりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

既に予約済みの方で連絡先をお聞きしている方につきましても、予約日時に電話により登記手続案内を実施させていただきますので、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、不明な点がございましたら、お近くの法務局に電話でお尋ね願います。

岡山地方法務局